
第4次養老町障がい者プラン

第6次養老町障害者計画
第7期養老町障害福祉計画
第3期養老町障害児福祉計画

令和6年3月
養 老 町



はじめに

近年、全国的に少子高齢化の波が速いペースで押し寄せる状況の中、国勢調査にて 2020 年には 65 歳以上の人口が、全体の3分の1を超える超高齢社会を迎えています。また、高齢者のみで生活される世帯が増えるとともに、高齢に伴う障がいの重度化、障がいをもつ方の家族介護者の高齢化、親なき後問題など、多くの課題が山積しています。



一方、令和5年5月からは新型コロナウイルス感染症の位置づけが、インフルエンザと同等の5類に引き下げられることとなりました。依然として油断はできないとはいえ、社会が以前の日常に戻りつつあります。コロナ禍という過酷な時を経て人々の生活様式や意識が変わる中、それに対応した障害福祉サービス等を継続的に提供していく体制を確保していくことの重要性をあらためて認識いたしました。

本町では、養老町まちづくりビジョンのもと養老町地域福祉計画にて「みんなで支える あたたかな福祉のまち」そして、障がい者プランにて「支え合い とともに暮らせるまち 養老」を基本理念に、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の中でいきいきと暮らしていけるまちづくりを実現できるよう、令和5年4月より健康福祉課内にて「養老町基幹相談支援センター」を設置しました。地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行うことで、養老町の相談支援体制の強化に努めるなど福祉施策を実施してまいりました。

このようなことを踏まえ、個々の障がいの特性に応じて障害福祉サービス等の提供ができるよう、この度「第4次養老町障がい者プラン」を策定しました。この計画では、第3次養老町障がい者プランの基本理念である「支えあい とともに暮らせるまち 養老」の理念を継承するとともに、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活するためのライフプラン(みらいシート)作成の推進などの施策を盛り込みました。障がいの特性や障がい者に対する理解を深めながら、障がいの有無に関わらず、町民誰もが相互の人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指します。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました養老町障がい者地域総合支援協議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆さま、関係機関の皆さまに心から感謝を申し上げますとともに、今後の福祉施策の推進に対しましても、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。。

令和6年3月

養老町長 川 地 憲 元

目次

▼ 第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	4
4. 計画の推進	4
▼ 第2章 養老町の現況と障がい福祉に資する主な施策	7
1. 養老町の将来推計人口等	7
(1) 将来推計人口・年齢別構成比の将来推計	7
(2) 高齢化率等の将来推計	8
2. 障がい福祉にかかる関連データ	8
(1) 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員	8
(2) 障がい種別ごとの手帳保持者数の推移	9
(3) 身体障害者手帳交付状況	9
(4) 療育手帳交付状況	10
(5) 精神障害者保健福祉手帳交付状況	10
(6) 身体障がい者数の推移	11
3. 障がい福祉に資する主な施策	12
(1) みらいシート	12
(2) 養老町オンデマンドバス	13
(3) げんちゃんタクシー	13
4. アンケート調査・ヒアリング	14
(1) 障がい福祉に関するアンケート調査	14
(2) 障がい福祉に関する事業所・団体ヒアリング	22
▼ 第3章 第6次養老町障害者計画	25
1. 基本理念	25
2. SDGs の視点	26
3. 施策体系	27

4. 分野別施策	29
(1)共生する地域づくりと権利擁護の推進	29
(2)生活支援と保健・医療の充実	30
(3)療育・保育・教育の充実	32
(4)社会参加の促進	33
(5)雇用・就労の促進	33
(6)生活環境の整備	34

第4章 第7期養老町障害福祉計画 39

1. 基本指針	39
2. 令和8年度の成果目標	39
3. 障害福祉サービス等の利用見込みと確保方策	45

第5章 第3期養老町障害児福祉計画 51

1. 基本指針	51
2. 令和8年度の成果目標	52
3. 障害福祉サービス等の利用見込みと確保方策	53

第6章 地域生活支援事業 57

1. 事業目的	57
2. 地域生活支援事業の見込み量と実施に関する考え方	57

「障がい」の表記について

本町では、「害」という漢字のマイナスイメージを考慮し、「害」の文字をできるだけ用いないで、「障がい」とひらがなで表記をしています。

ただし、以下の場合は「障害」と漢字表記にしています。

- ・法律、政令、条例等の名称や、それに用いられている用語等
- ・固有名詞や単語、熟語となっているもの等

第 1 章



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

高齢化や核家族化が進み、住民の価値観や生活様式が多様化している現代社会においては、障がいのある人もない人も、地域で安心して暮らし続けることができる社会づくり、まちづくりが求められています。

国においては、平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の制定、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者自立支援法。後の障害者総合支援法)の一部改正、平成25年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の一部改正等の法整備を進め、障がい者施策を強力に推進してきました。また、令和3年に「障害者差別解消法」の一部を改正し、民間事業者による“合理的配慮”¹の提供を令和6年度から義務付けするとともに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(医療的ケア児支援法)が施行され、医療的ケア児やその家族を社会で支えていく仕組みを整備・推進しました。

また、令和4年に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」では、障がいのある人による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されています。

令和5年3月には「第5次障害者基本計画」²が策定され、その基本理念の中で「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」とうたい、基本計画については「障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるもの」としました。

養老町においては、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第3次養老町障がい者プラン」を策定し、「支え合い ともに暮らせるまち 養老」という基本理念のもと、障がい福祉を推進してきましたが、現行計画の計画期間が終了となることから、障がい者にかかる各般に渡る制度改革や、障害者総合支援法に基づく国の指針を踏まえつつ、「第3次養老町障がい者プラン」の理念を継承し、今後も個々の障がいの特性に応じた総合的な自立支援を推進するための新たなプランとして、「第4次養老町障がい者プラン」を策定します。

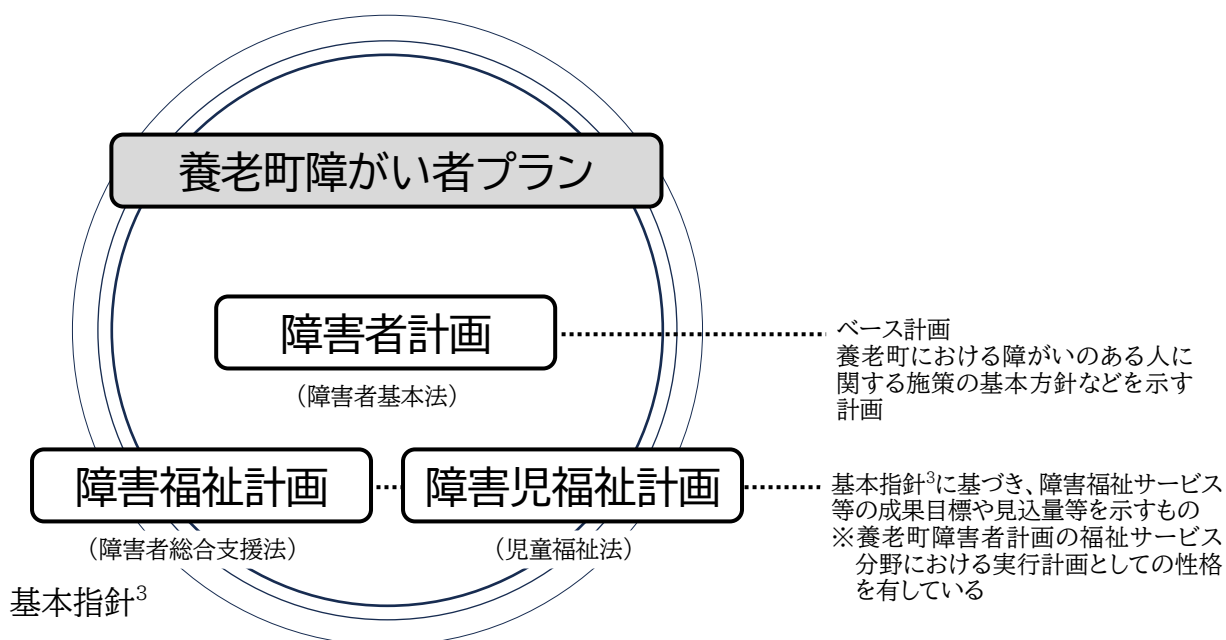
¹ 合理的配慮：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者の権利に関する条約 第2条 定義)

² 障害者基本計画：障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられている。「第5次障害者基本計画」の計画期間は、令和5年度～令和9年度となっている。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

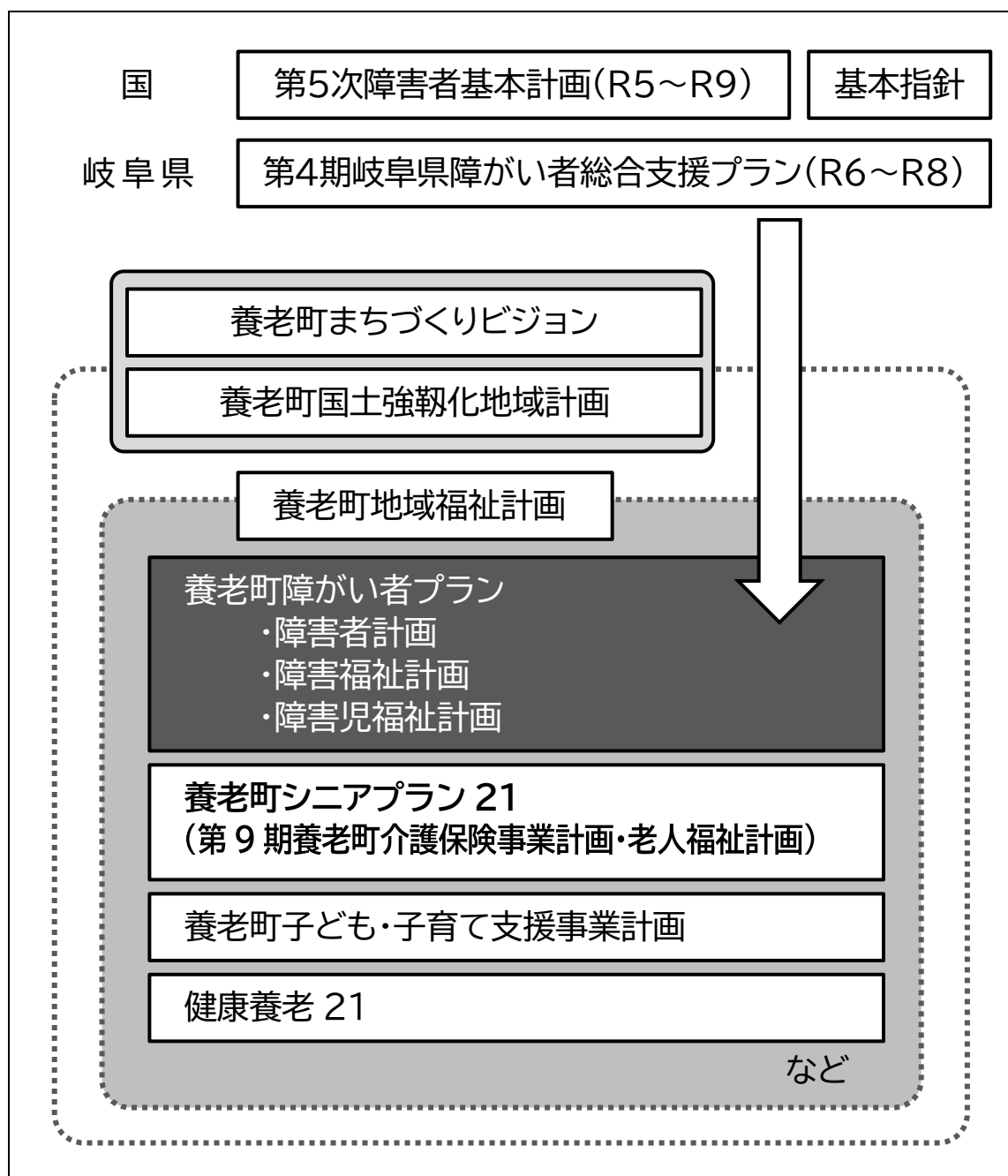
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、3計画は相互に密接な関係を持つことから一体の計画として策定します。



³ 基本指針：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年5月19日こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）

(2)関連計画との位置付け

本計画は、「養老町まちづくりビジョン」を最上位計画としつつ、福祉系の上位計画となる「養老町地域福祉計画」をそのベースとし、相互の整合性を図りながら、障がい福祉にかかる個別施策を位置付けていく必要があります。また、「養老町シニアプラン 21」(第9期養老町介護保険事業計画・老人福祉計画)、「養老町子ども・子育て支援事業計画」、「健康養老 21」(健康増進計画・食育推進計画・母子保健計画)など医療福祉系計画、さらに、国の第5次障害者基本計画と基本指針及び岐阜県の第4期岐阜県障がい者総合支援プランとの整合性をも図っていくことが求められます。



3. 計画期間

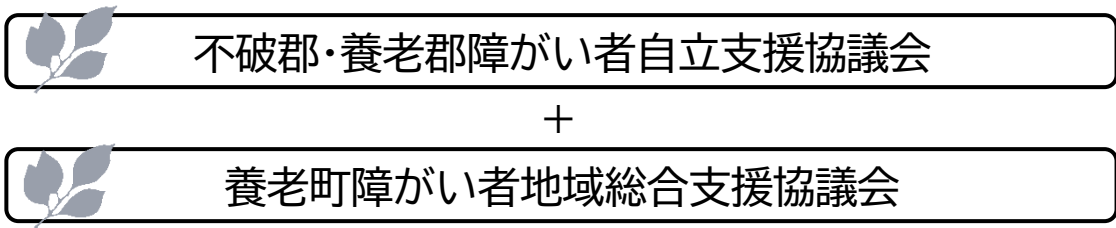
本計画の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間です。

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
国	第4次		第5次障害者基本計画					第6次	
岐阜県	第3期障がい者 総合支援プラン				第4期障がい者 総合支援プラン		第5期障がい者 総合支援プラン		
養老町	第3次養老町 障がい者プラン				第4次養老町 障がい者プラン		第5次養老町 障がい者プラン		

4. 計画の推進

(1)推進体制

本計画の実施状況の評価を行うための体制として、町内の障がい者団体等で構成される「養老町障がい者地域総合支援協議会」及びその上部組織となる「不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会」において、評価等を行います。



(2)PDCAサイクル

本計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。そのため、作成した計画は、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗状況を把握し、分析評価の上、課題等がある場合には、随時対応していくことが求められます。

第 2 章

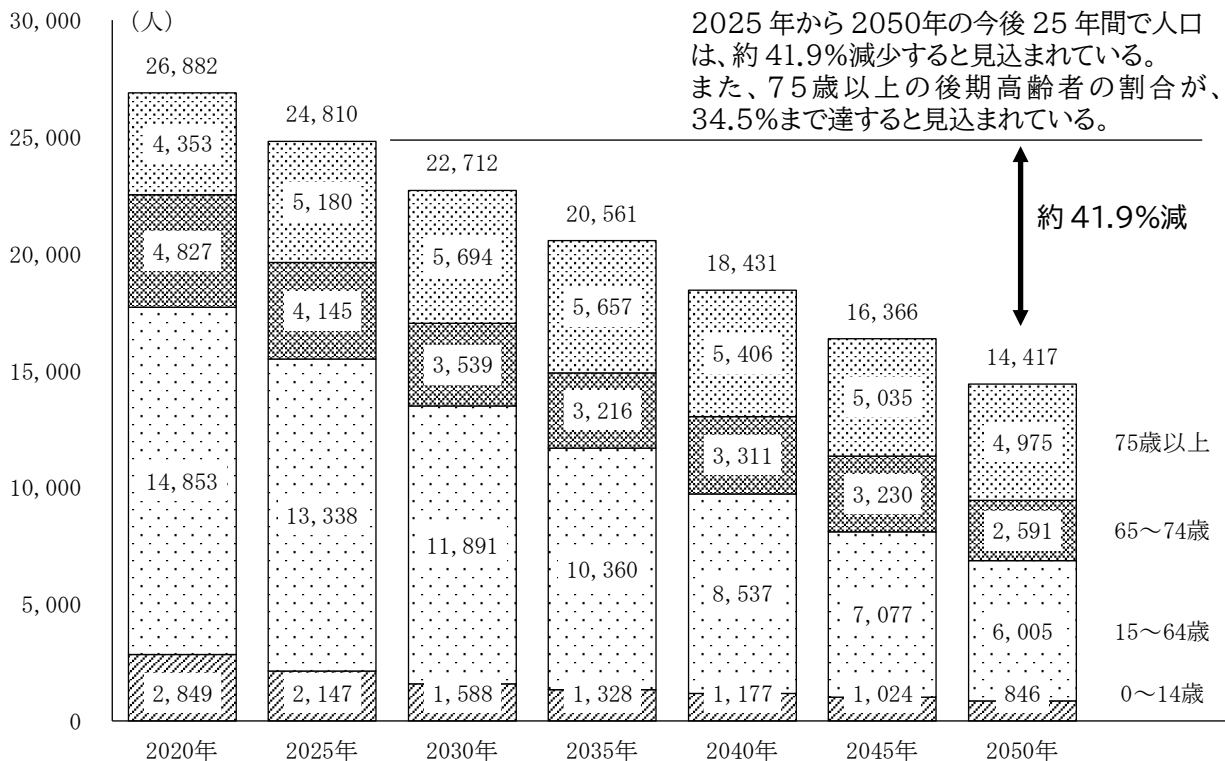


養老町の現況と障がい福祉に資する主な施策

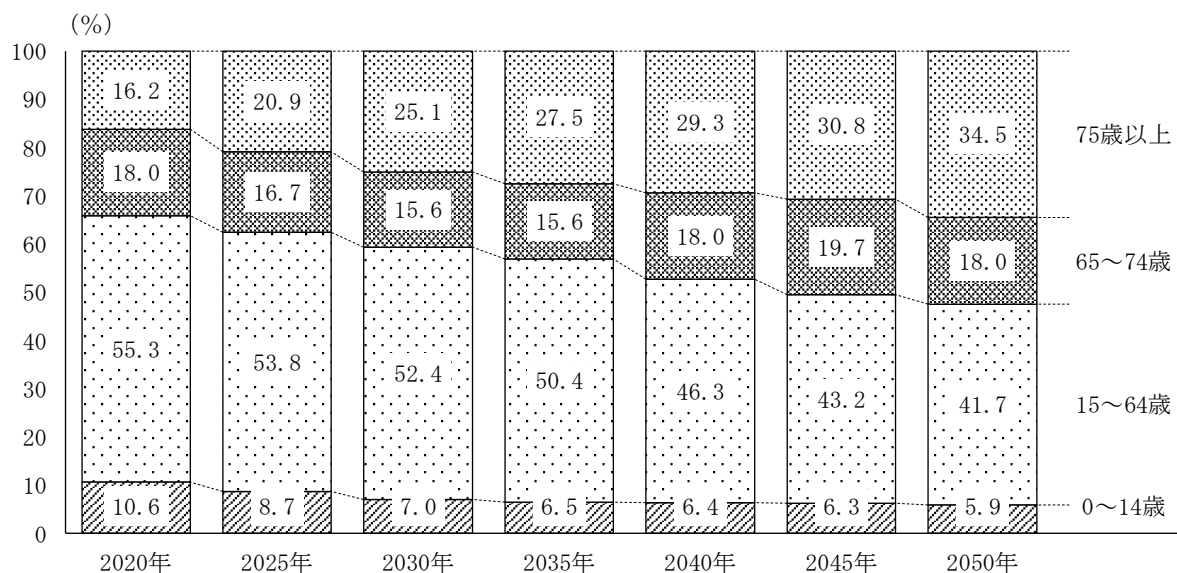
第2章 養老町の現況と障がい福祉に資する主な施策

1. 養老町の将来推計人口等

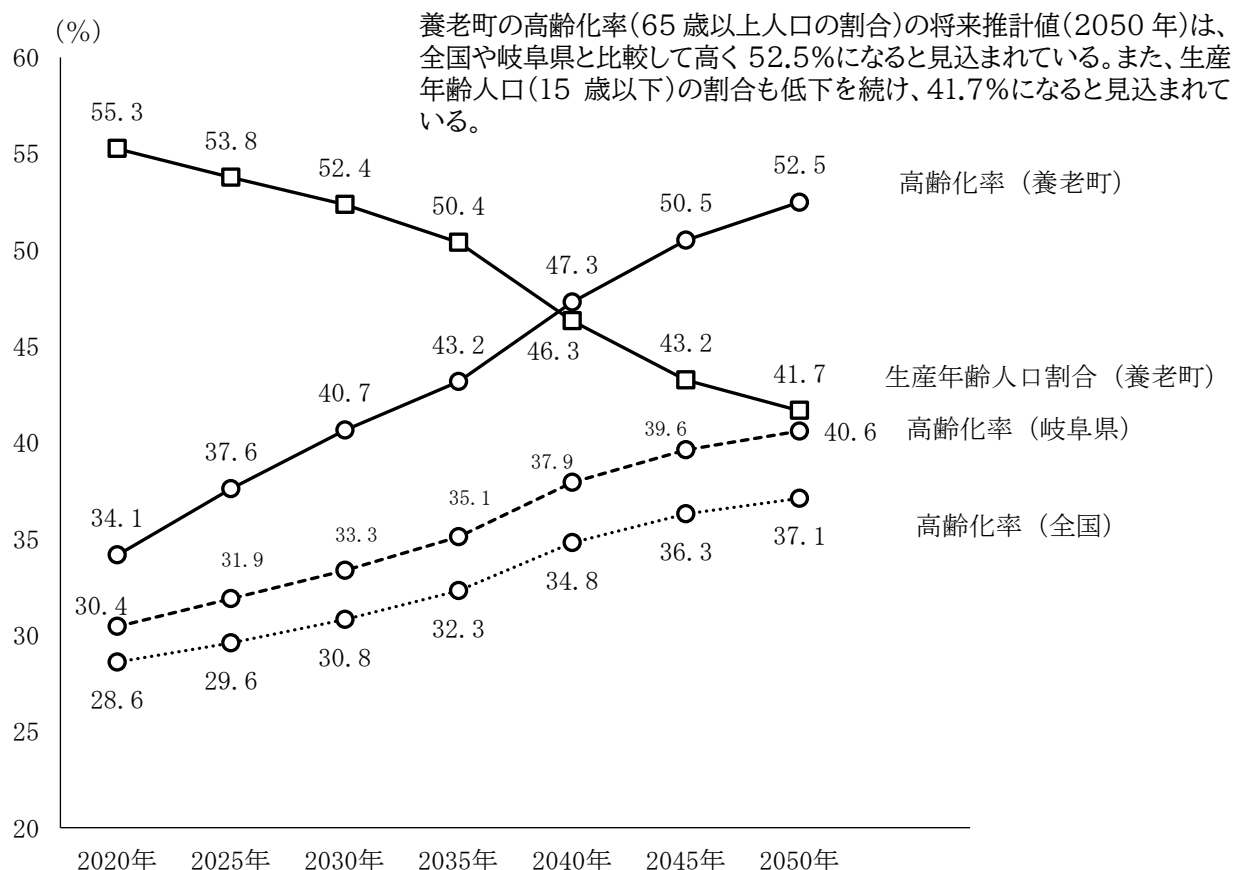
(1) 将来推計人口・年齢別構成比の将来推計



資料：「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」国立社会保障・人口問題研究所
各年10月1日時点の推計人口。2020年は国勢調査による実績値。以下P8まで同じ。



(2)高齡化率等の将来推計



2. 障がい福祉にかかる関連データ

(1)民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の人数は以下の通りとなっています。近年はその人数に大きな変化はありません。

図表 1-2-1 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の人数(令和5年度)

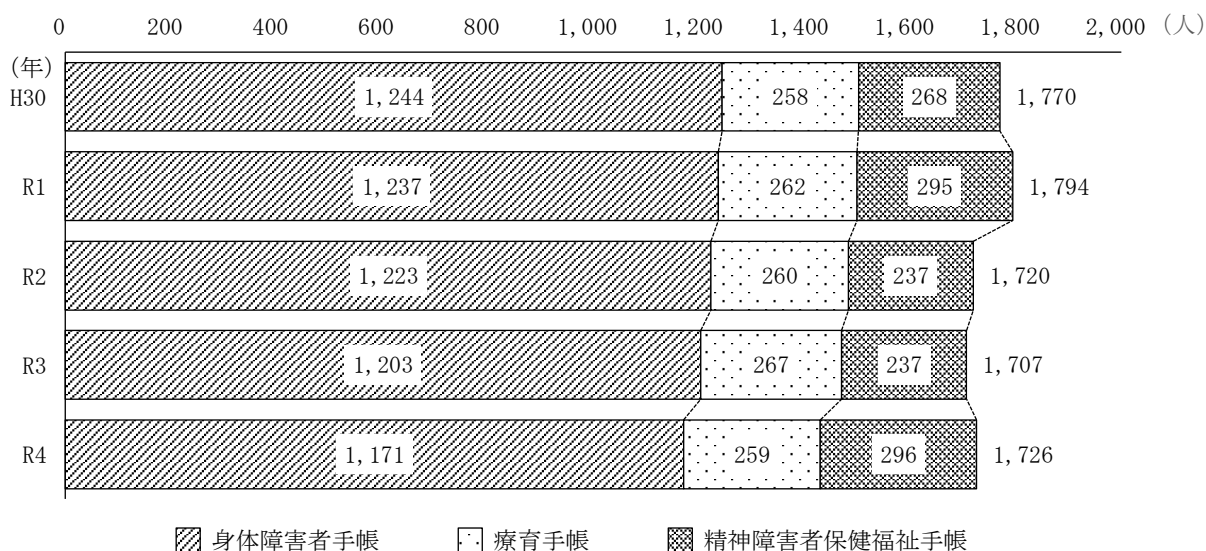
区分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
人数	59名 (うち 主任児童委員 3名)	7名	1名

資料:養老町健康福祉課調べ

(2)障がい種別ごとの手帳保持者数の推移

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の保持者数の合計は、令和元年の1,794人をピークとしてその後減少し、令和4年においては、1,726人となっています(図表1-2-2)。

図表 1-2-2 障がい種別ごとの手帳保持者数の推移

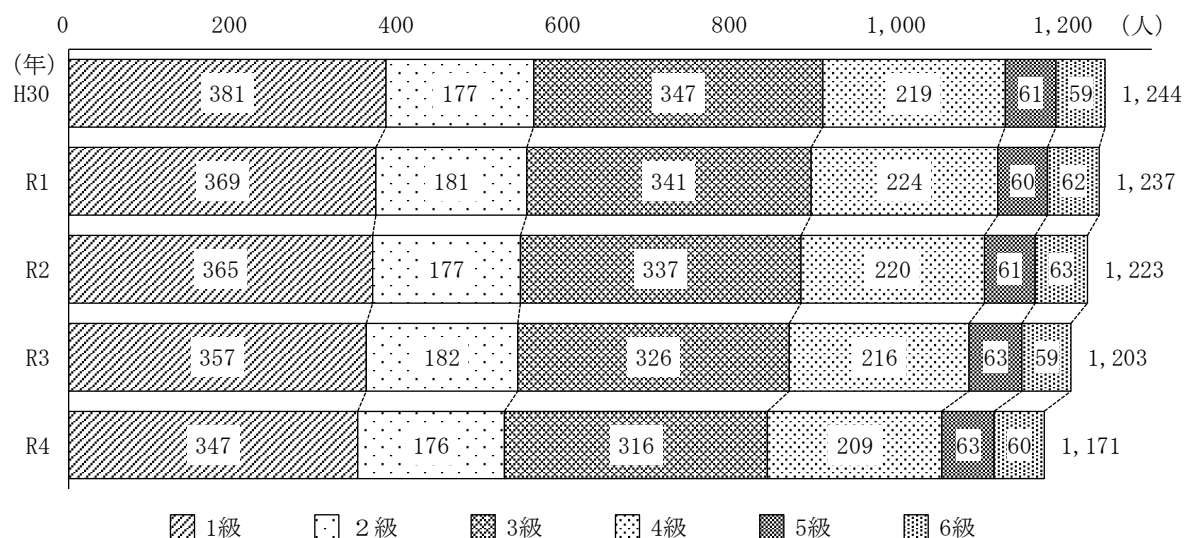


資料:養老町健康福祉課調べ

(3)身体障害者手帳交付状況

身体障害者手帳の交付状況をみると、近年は減少傾向にあり、令和4年においては、1,171人となっています(図表1-2-3)。

図表 1-2-3 身体障害者手帳交付状況

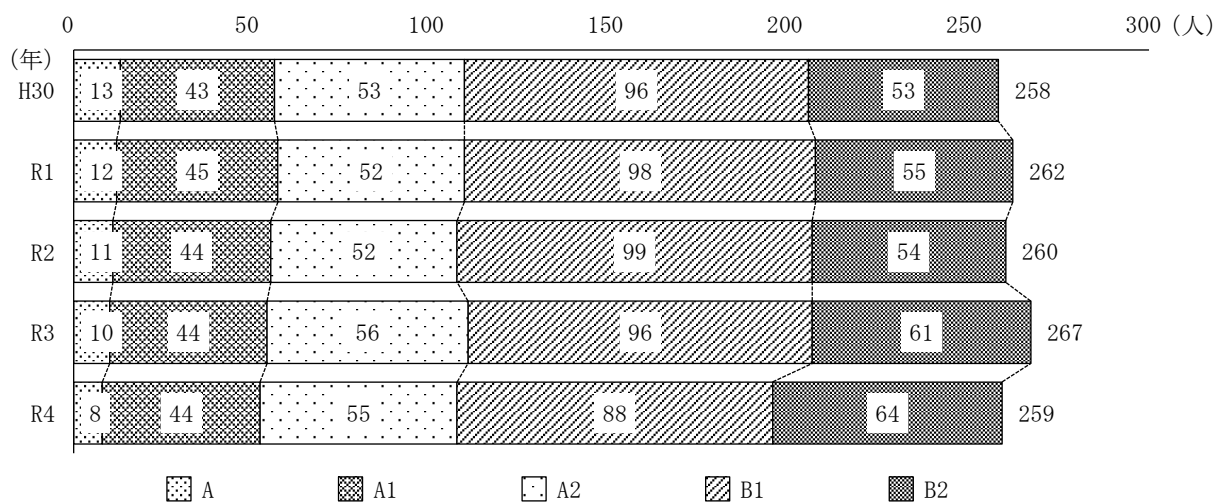


資料:養老町健康福祉課調べ

(4)療育手帳交付状況

療育手帳の交付状況をみると、令和3年において267人と最も多くなっていますが、総じて横ばいに推移しています(図表 1-2-4)。

図表 1-2-4 療育手帳交付状況

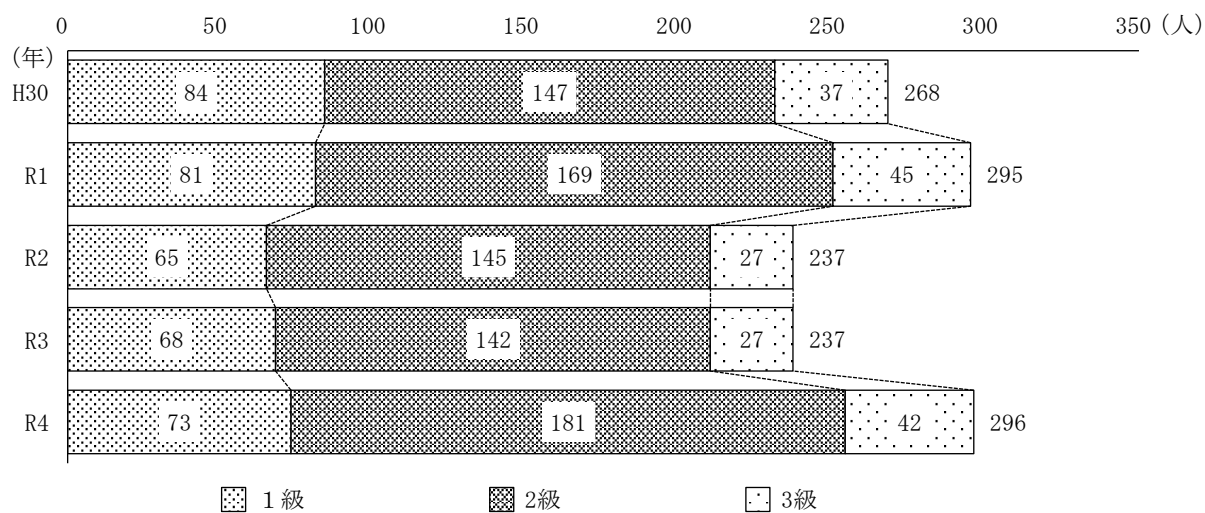


資料: 養老町健康福祉課調べ

(5)精神障害者保健福祉手帳交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況をみると、療育手帳の交付状況と同様に、総じて横ばいに推移しています(図表 1-2-5)。

図表 1-2-5 精神障害者保健福祉手帳交付状況



資料: 養老町健康福祉課調べ

(6)身体障がい者数の推移

また、身体障がい者数の内訳を障がいの種類別にみると、合計数は平成30年度の1,244人から、令和4年度の1,171人まで減少しています。また、そのうち、最も多い「肢体不自由」も同じ期間において減少傾向にあり、次に多い「心臓機能障がい」については、ほぼ横ばいに推移しています(図表1-2-6(1)、図表1-2-6(2))。

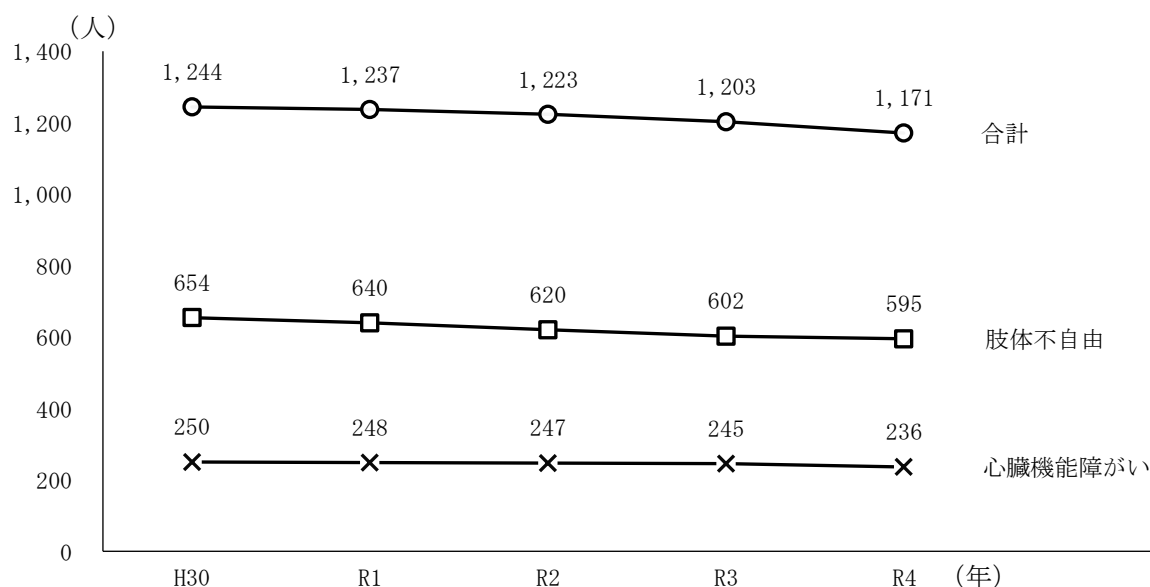
図表1-2-6(1) 障がいの種類別にみた身体障がい者数の推移

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4
視覚障がい	65	66	71	70	70
聴覚・平衡機能障がい	79	81	82	81	75
音声・言語・そしゃく機能障がい	11	11	12	11	12
肢体不自由	654	640	620	602	595
心臓機能障がい	250	248	247	245	236
じん臓機能障がい	79	79	82	87	82
呼吸器機能障がい	38	38	36	37	33
ぼうこう又は直腸機能障がい	62	68	66	63	61
小腸機能障がい	0	0	0	0	0
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	3	3	4	3	3
肝臓機能障がい	3	3	3	4	4
合計	1,244	1,237	1,223	1,203	1,171

資料：養老町健康福祉課調べ

図表1-2-6(2) 合計数・肢体不自由・心臓機能障がいの人の推移



資料：養老町健康福祉課調べ

3. 障がい福祉に資する主な施策

(1) みらいシート

障がいのある方が5年後、10年後も住み慣れた地域で安心して生活していくためにライフプランの作成を推進しています。現時点での状況から具体的に当てはめ、中長期的な視点で見える化することで、関係者・関係機関との連携のもと現在取り組んでおくといことが具体的に分かります。

ご本人の状態や環境の変化に合わせてみらいシートを見直しながら、親の子どもに対する心配の軽減、親なき後の安心につなげます。

[みらいシート記入例]

養老町 【 A・A さんのみらいシート 】 相談支援事業所 養老町障がい者相談支援事業所 作成日: R 5 年 1 0 月 6 日

	現在の状況	5 年後	1 0 年後
本人の年齢	(45) 歳	(50) 歳	(55) 歳
本人の生活状況	生活介護 ☒ Y 福祉作業所 就労支援 A 型事業所 ☐ 就労支援 B 型事業所 ☐ グループホーム入居中 ☐ 短期入所 ☐ 日中一時支援 ☐ 「その他」 母と同居しながら、母の車で作業所に送迎してもらっている。今の生活を続けていきたいと思っている。	生活介護 ☒ Y 福祉作業所 就労支援 A 型事業所 ☐ 就労支援 B 型事業所 ☐ グループホーム入居中 ☐ 入居の検討をしたい 短期入所 ☐ 体験する 日中一時支援 ☐ 「その他」 今のところ体調も良く作業所に通っているが、親が70歳を越えたので、グループホームに入る事も考え、まず一泊二日の短期入所を始めてみる。	生活介護 ☒ Y 福祉作業所 就労支援 A 型事業所 ☐ 就労支援 B 型事業所 ☐ グループホーム入居中 ☒ R の家に入居している 短期入所 ☐ 日中一時支援 ☐ 「その他」 グループホームに入居した。グループホームから作業所に通うことが出来ている。
親の年齢	() 歳 (68) 歳	() 歳 (73) 歳	() 歳 (78) 歳
家族が準備できること	本人の収入(年金ほか) (70,000) 本人の貯蓄 () 親の貯蓄 () 生活支援拠点登録 ☒ 緊急時に利用したい	本人の収入(年金ほか) (70,000) 本人の貯蓄 () 親の貯蓄 () 生活支援拠点登録 ☒ 緊急時に利用したい	本人の収入(年金ほか) (70,000) 本人の貯蓄 () 親の貯蓄 () 生活支援拠点登録 ☐ 緊急時に利用したい
【親さんが支援出来なくなった時に支援できる親族、本人との関係、氏名、連絡先】 ① 本人との関係 妹 氏名 大橋〇〇 TEL 090-1111-2222 ② 本人との関係 氏名 TEL ③ 本人との関係 氏名 TEL			
【親さんの意向】 ・妹は近くに住んでいない為、自分たちが急に病気やケガで家で見えなくなった時に面倒をみてもらえる施設が決まっていれば安心できる。 ・困った時、親族以外で一番に連絡する所はどこがいいだろう。			
支援者ができること	福祉サービスの提案 ☐ 生活支援拠点の登録案内 ☒ 成年後見制度の利用案内 ☐ 介護サービスへの移行 ☐ 「その他」 もしもに備えて生活支援拠点の登録を勧める。親さんの心配事についての聞き取り。	福祉サービスの提案 ☒ 生活支援拠点の登録案内 ☐ 成年後見制度の利用案内 ☒ 介護サービスへの移行 ☐ 「その他」 将来グループホーム入所を見据え、短期入所の利用を検討する。成年後見制度の説明をする。	福祉サービスの提案 ☐ 生活支援拠点の登録案内 ☐ 成年後見制度の利用案内 ☐ 介護サービスへの移行 ☐ 「その他」 グループホームの情報を伝え、具体的に入居の検討を勧めた。

(2) 養老町オンデマンドバス

予約型乗合バスとしてオンデマンドバスがバス停間を運行しています。足の不自由な高齢者や、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者の移動手段として有効に利用されています。

図表 1-3-1 養老町オンデマンドバス

利用者	利用者登録している人(利用者証をお持ちの人)
利用時間	8 時 30 分(乗車)～ 17 時(降車)《平日及び第2、4土曜日》
利用者負担金	1回 200 円、パスポート月 3,000 円 割引対象者はそれぞれ半額 割引対象者…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを呈示した人およびその介助人1人まで、運転経歴証明書を呈示した人、小学生以下の人

(3) げんちゃんタクシー

養老町オンデマンドバスと併行して、ドア to ドアのタクシーサービスを展開しています。

図表 1-3-2 げんちゃんタクシー

利用者	町内に住所を有し、次のいずれかの要件を備えた人 ◎65 歳以上の人 ◎身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している人 ◎運転免許証を自主返納した人
利用時間	8 時 30 分(乗車)～ 17 時(降車)《第2、4土曜日のみ》
利用者負担金・ 利用限度額	1回 500 円 ◎利用者が1回の負担金で乗れる限度額は、タクシー運賃料金(迎車料金含む)で 3,000 円まで。限度額を超えた場合は、超過分は利用者負担。
利用範囲	町内

4. アンケート調査・ヒアリング

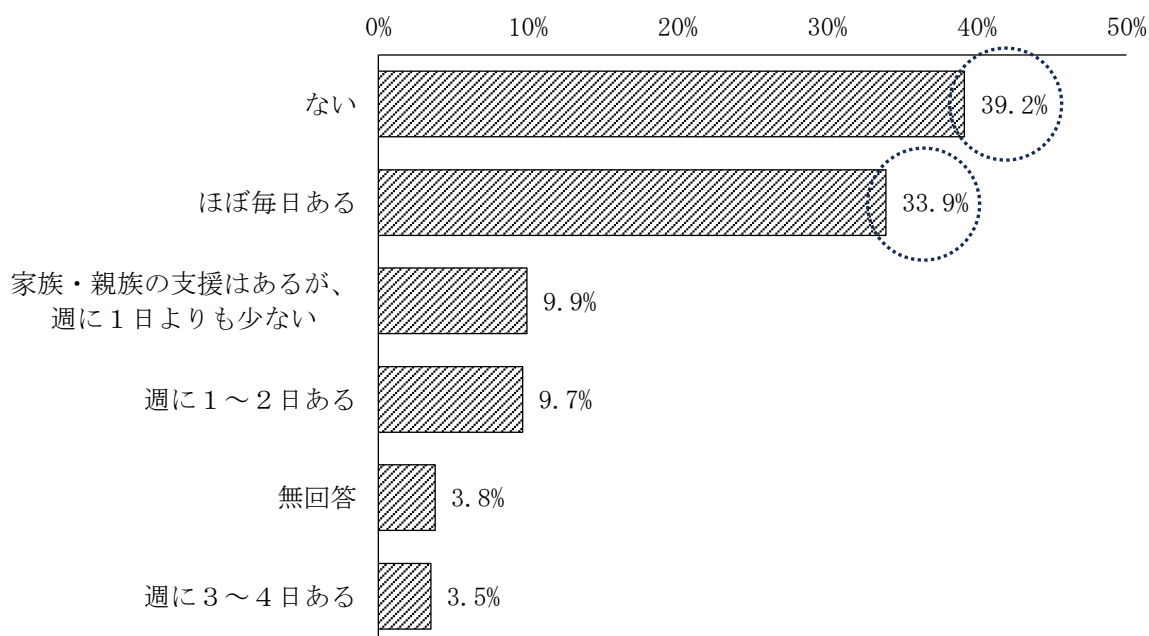
(1)障がい福祉に関するアンケート調査

〔調査の概要〕

調査対象者	800名（障がい者手帳所持者、障害福祉サービス利用者）
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年1月20日～令和5年7月31日
回収結果	回収数 342通（回収率 :42.8%）

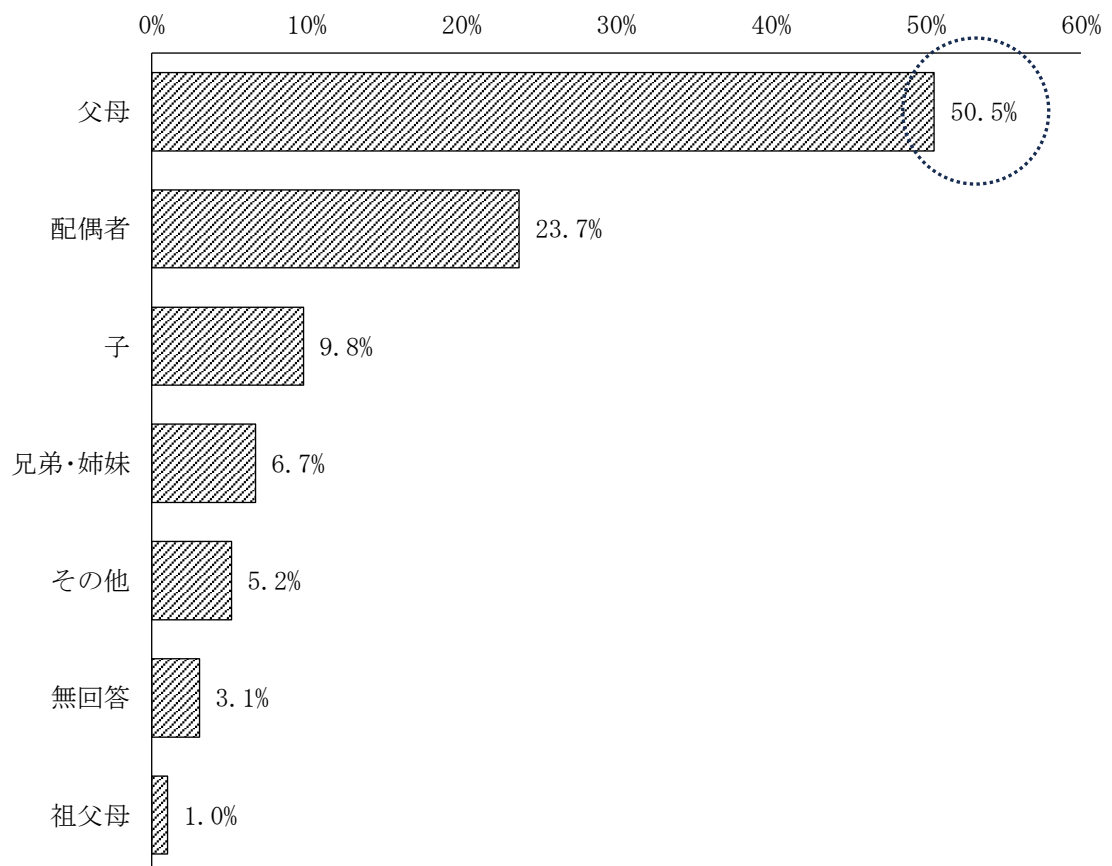
問① ご家族やご親族の方からあなたへの支援（介護）は、週にどのくらいありますか。
（同居していない子どもや親族などからの介護を含む、1つを選択）

「ない」が 39.2%と最も高く、次いで「ほぼ毎日ある」が 33.9%となっています。支援（介護）を毎日受けているか受けていないかで二極化しています。



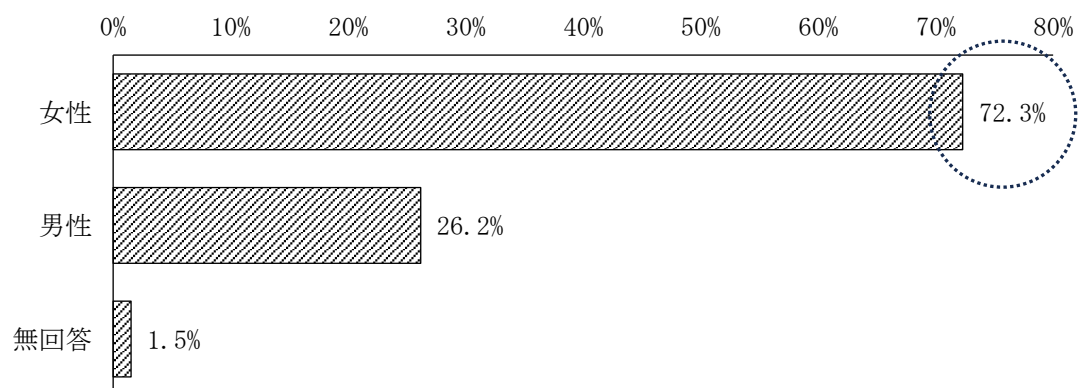
問② 主な支援(介護)者の方は、どなたですか。(1つを選択)

「父母」が50.5%と最も高く、次いで「配偶者」が23.7%となっています。



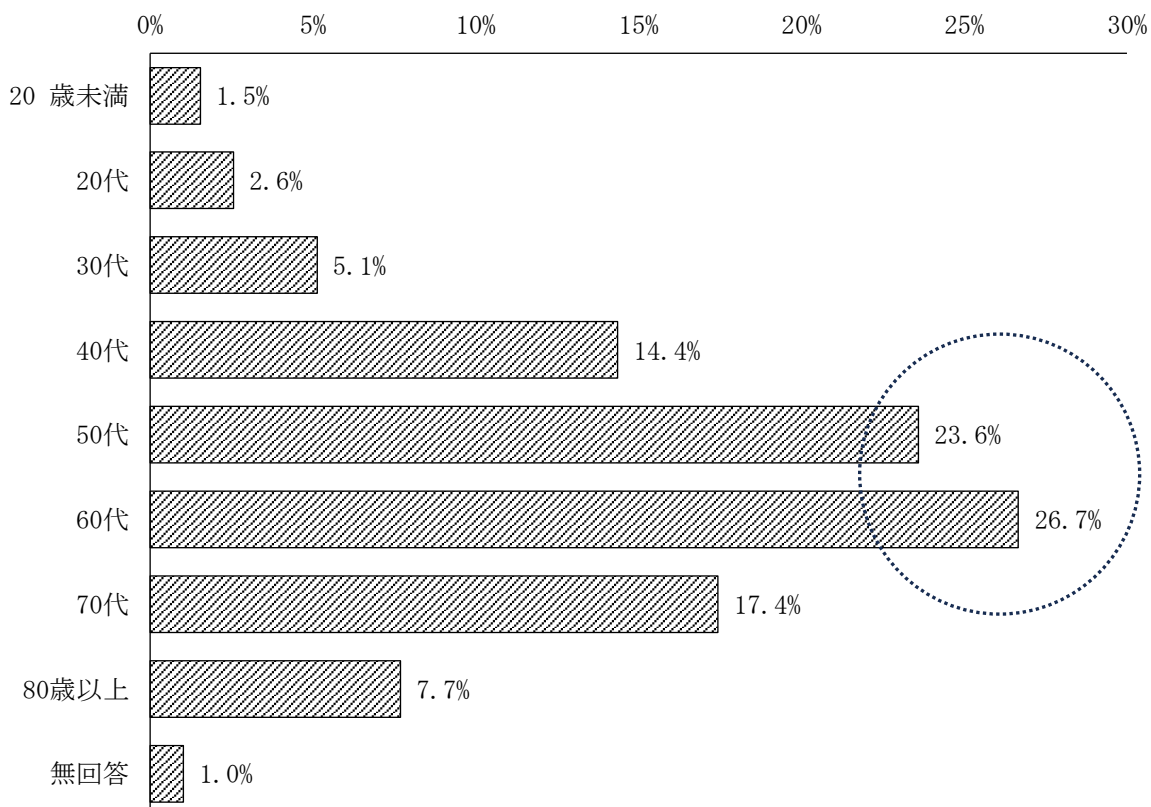
問③ 主な支援(介護)者の方の性別について、お答えください。(1つを選択)

「女性」が72.3%と高く、男性の約2.8倍の割合になっています。



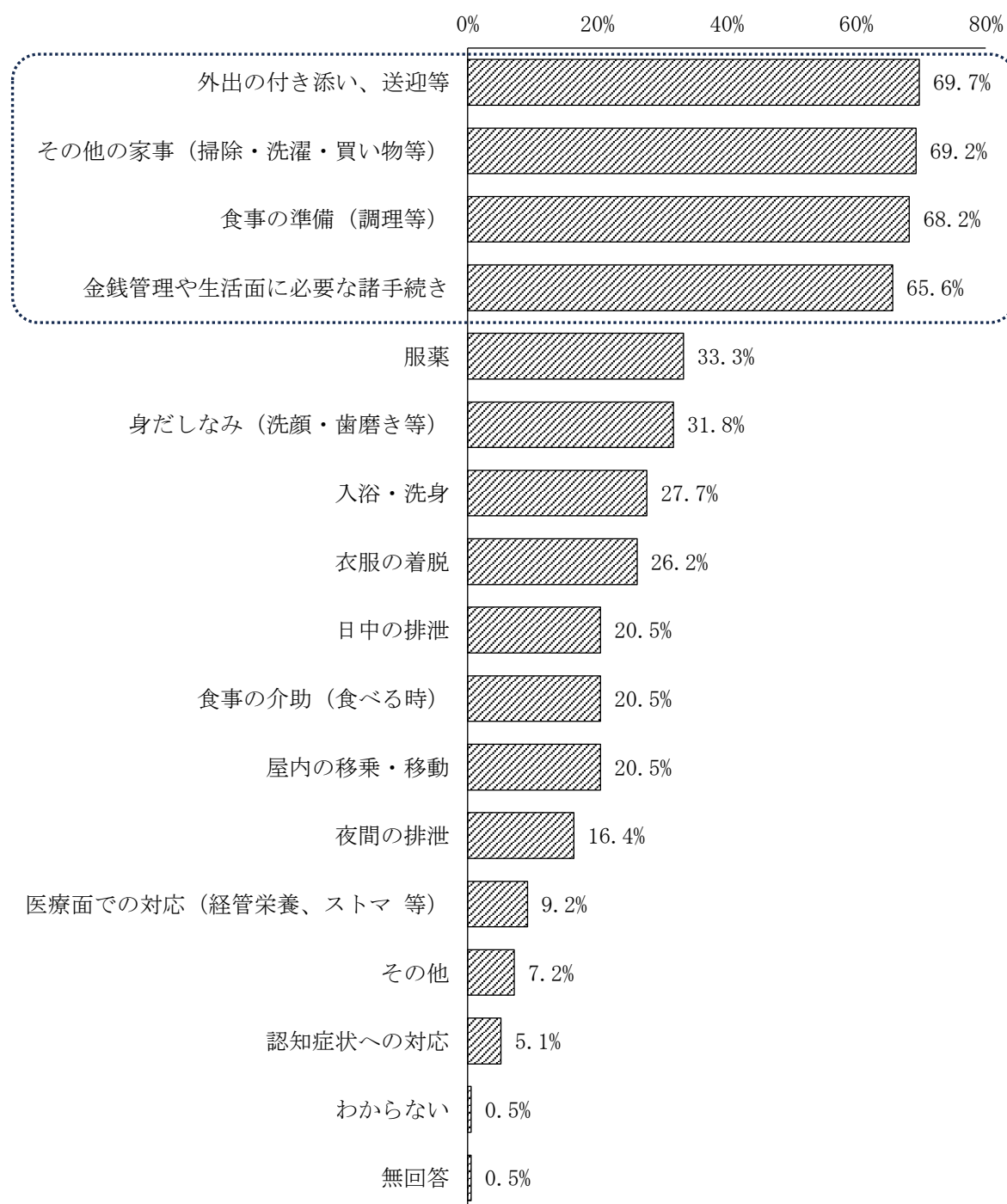
問④ 主な支援(介護)者の方の年齢について、お答えください。(1つを選択)

「60代」が26.7%と最も高く、次いで「50代」(23.6%)、「70代」(17.4%)と続いています。問②において、主な支援(介護)者の割合として「父母」が50.5%となっていること、さらに、問③において、主な支援(介護)者の性別の割合として「女性」が72.3%となっていることから、30代から40代にかけての障がいのある人を母親が支援(介護)しているケースが多いものと考えられます。



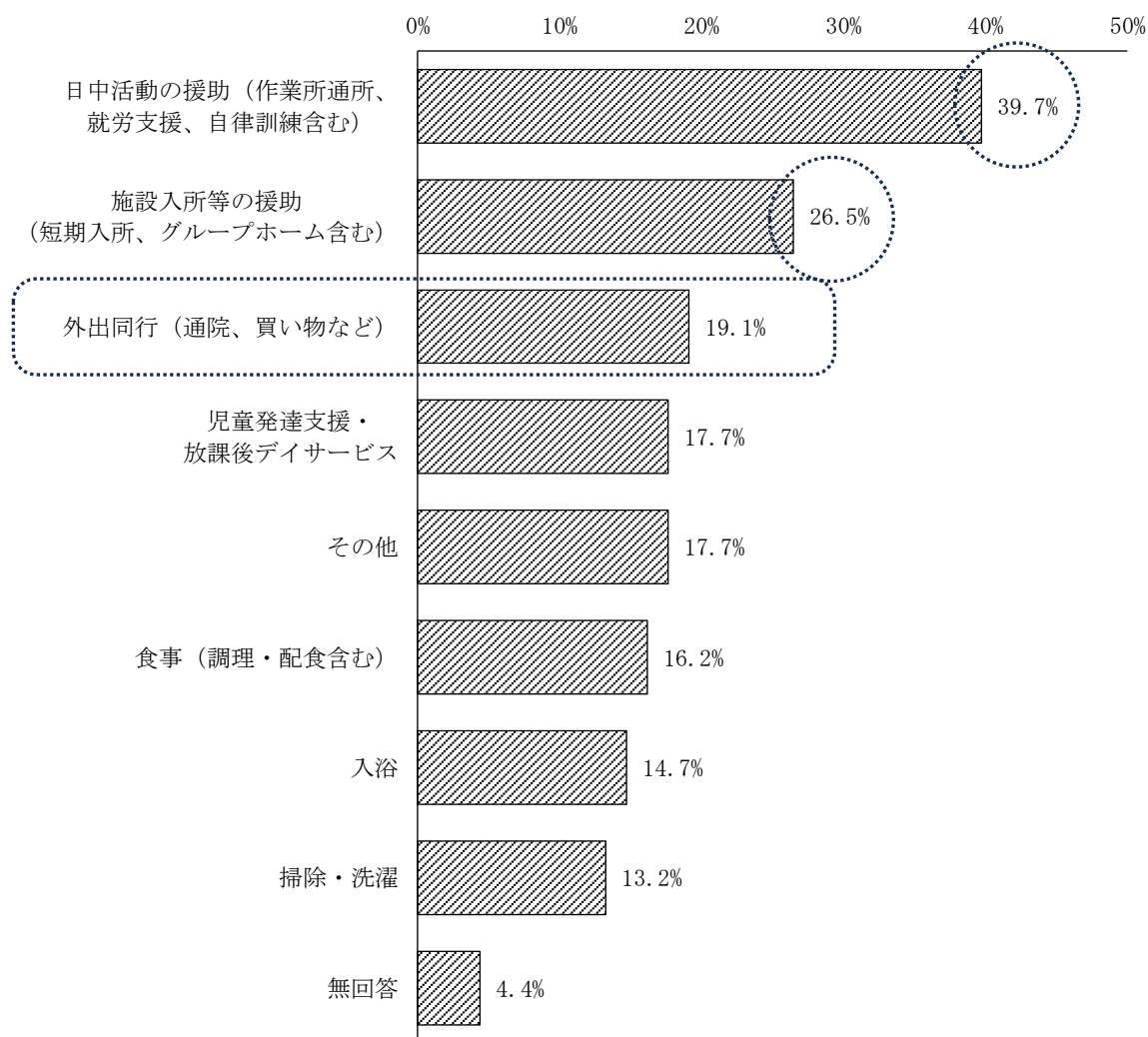
問⑤ 現在、主な支援(介護)者の方が行っている支援等について、お答えください。(あてはまるものすべてに○)

現在、主な支援(介護)者の方が行っている支援としては、「外出の付き添い、送迎等」が69.7%と最も高く、次いで「その他の家事(掃除、洗濯・買い物等)」(69.2%)、「食事の準備(調理等)」(68.2%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(65.6%)と続いています。



問⑥ 現在、利用している支援・サービスについてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

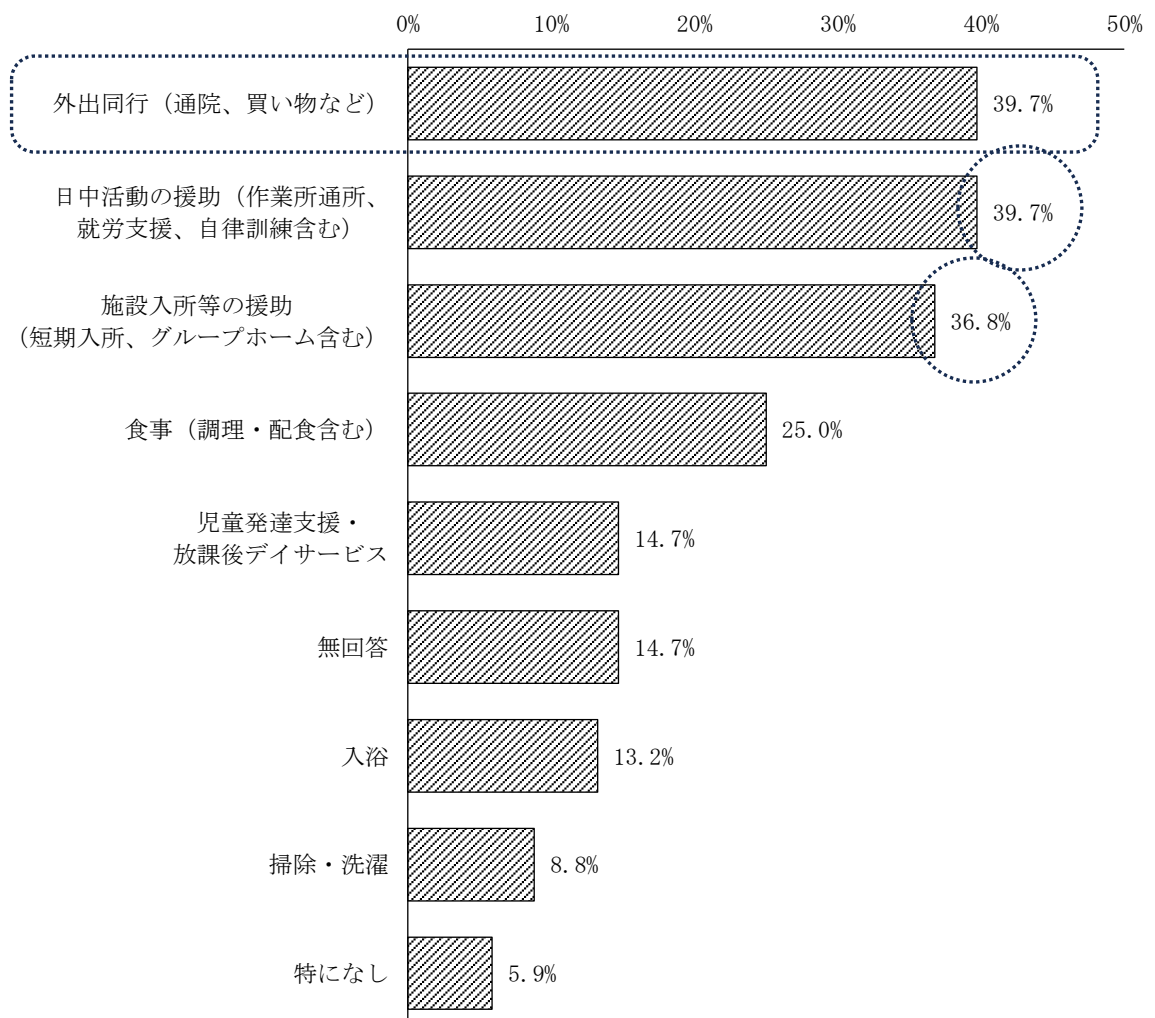
現在、利用している支援・サービスについては、「日中活動の援助(作業所通所、就労支援、自律訓練含む)」が 39.7%と最も高く、次いで「施設入所等の援助(短期入所、グループホーム)(26.5%)」となっています。



問⑦ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、お答えください。(3つまで選択可)

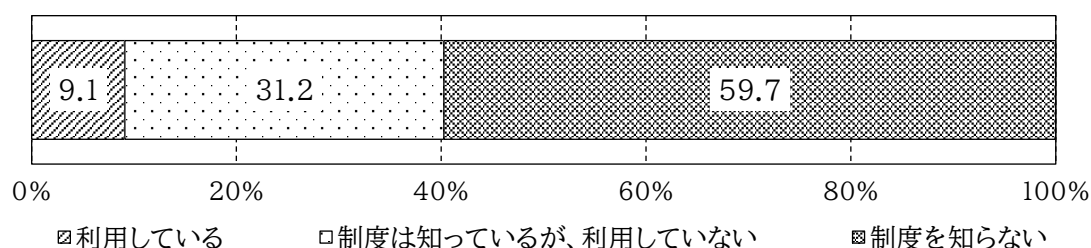
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「外出同行(通院、買い物など)」(39.7%)と「日中活動の援助(作業所通所、就労支援、自律訓練含む)」(39.7%)が最も高く、次いで「施設入所等の援助(短期入所、グループホーム)」(36.8%)となっています。

問⑥「現在、利用している支援・サービス」では、外出同行が 19.1%と 3 番目に位置していますが、問⑦「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」では、1番目に位置しています。障がいのある人にとって、外出同行に対する不安がいかに大きいかうかがえます。



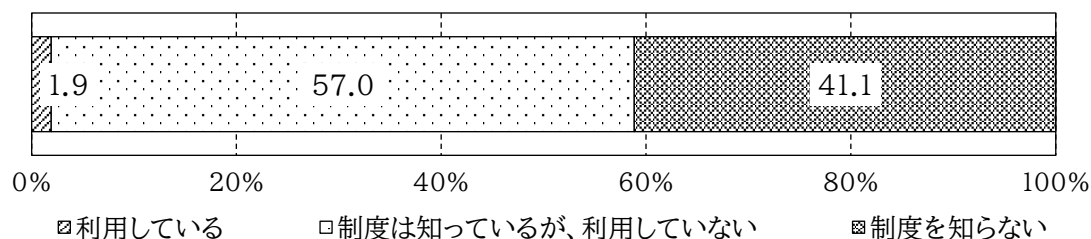
問⑧ 障がいのある人などが、地域で自立した暮らしが送れるよう、生活支援員による各種サービスの利用援助や金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」についてお尋ねします。現在、日常生活自立支援事業を利用していますか。(1つを選択)

「日常生活自立支援事業」を「利用している人」は 9.1%に留まっています。また一方で、「制度を知らない人」の割合は59.7%となっています。「日常生活自立支援事業」は、認知症高齢者や障がいをもつ人のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。「日常生活自立支援事業」そのものの認知度をさらに向上させていくことが必要と考えられます。



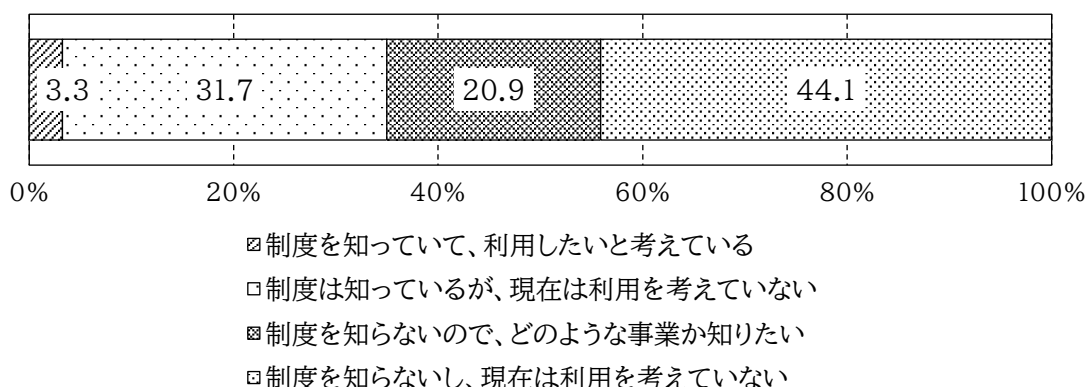
問⑨ 障がいのある人などの権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助等を行う「成年後見制度」についてお尋ねします。現在、成年後見制度を利用していますか。(1つを選択)

「成年後見制度」を「利用している人」は 1.9%に留まっています。また一方で、「制度を知らない人」の割合は 41.1%となっています。問⑧にあるような「日常生活自立支援事業」の認知度よりは、成年後見制度の認知度の方が高くなっていますが、以前として 4 割程度の人が知らないことから、引き続き成年後見制度の認知度向上に向けた取組が求められます。



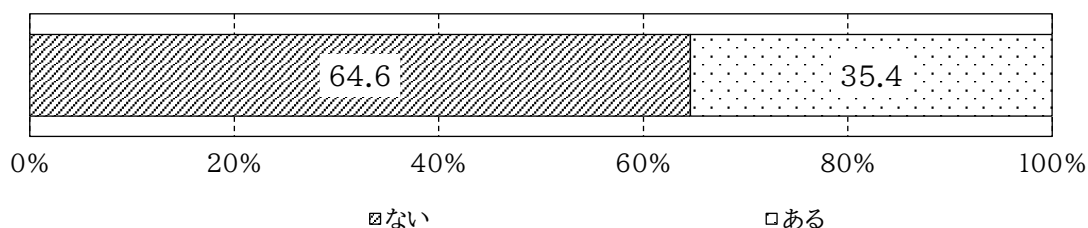
問⑩ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、関係機関が協力して障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点事業」についてお尋ねします。地域生活支援拠点事業について、当てはまるものはどれですか。(1つを選択)

「地域生活支援拠点事業」について「制度を知っていて、利用したいと考えている人」は3.3%となっています。また一方で、「制度を知らないなので、どのような事業か知りたい」と「制度を知らないし、現在は利用を考えていない」を合計した『制度を知らない人』の割合は65.0%(20.9%+44.1%)となっています。「地域生活支援拠点事業」については、障がいのある人の地域生活の安心の確保や入所施設や病院からの地域移行を推進する役割が期待されていることから、日常生活自立支援事業や成年後見制度と同様に広く町民に周知し認知度を向上させていくことが必要と考えられます。



問⑪ あなたは、これまで障がいがあるために差別をうけたり、嫌な思いをしたことがありますか。(1つを選択)

「これまで障がいがあるために差別をうけたり、嫌な思いをしたことがある人」の35.4%となっており、3人に1人の割合となっています。障がい福祉の推進により、この割合を0%を目指してできる限り低減していく必要があります。



(2)障がい福祉に関する事業所・団体ヒアリング

〔調査の概要〕

調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年2月～令和5年3月
回収数	10事業所 8団体

(注)本ヒアリングは、事業所・団体としての意見、事業所・団体を通じて聴取した利用者の意見が混在しています。

〔事業所ヒアリング〕（主な意見）

- 町中の事業所が少ないので増えるといい。
- 保護者から、障がいをもつ利用者や保護者の気持ちによりそった支援をしてほしいと相談を受けている。
- 保護者同士（同年代の保護者や卒園したこどもの保護者等）の交流があるといい。
- 町内に放課後等デイサービスがあるといい。
- 実社会での経験をさせてほしい。
- （ヘルパー、行動援護など）利用するにあたり、事業所を選べない。断られることが多い。
- 一人一人の特性があるため、支援の方法や場所など配慮がいる。それに向けて、割り振りが難しい。
- 資源不足（短期入所、グループホーム、ヘルパー）。
- 各機関との仕事の線引きがあいまいな部分があり、話し合いが進まない部分がある。
- ヘルパーが高齢化しており、新しく入って下さる方もない。需要はあるも、供給が来ない時がいつか来ると思います。
- 障がい者の高年齢化にともなう指針を整備してほしい。

〔団体ヒアリング〕（主な意見）

- 知的・身体に比べ、精神はまだ福祉サービスが少ない。また、会員の年齢が高いため、アナログなので情報が入ってこない。
- 障がい者トイレを増やしてほしい。障がい者本人と介助者が異性の時には、男性、女性のどちらのトイレにも入れないので困っています。
- 福祉サービスを利用するためには、相談支援専門員の相談支援計画が必要となるが、それを受けてくれる事業所がなく、苦勞して、結局岐阜市の事業所に無理を言ってお願ひすることもある。
- 情報が少ない。情報の得る方法がわからない。例えばどこに、どのような事業所があるか、できたか、なくなったか、どんな内容の支援サービスをしているか など。
- 年間を通して就労が安定しない子が多く、就労（通所）が続かなくて、家族がこの先の将来を不安に思っている。当事者本人へのサービス等が充実してきたが、家族の悩みを相談できる場所がほしい。（どこへ相談すればいいのかわからない。）
- 利用者の終活への備え（サービス利用の流れ）が人それぞれだと思いますが、障害福祉サービスから介護サービスへの利点等わかりやすく説明していただけると有難い。
- 養老町独自で「未来シート」の作成、とてもいいことだと思いますが、事業所の受け入れが難しくなった場合の次の行き先がどの方も不安、心配である。

第 3 章



第6次養老町障害者計画

第3章 第6次養老町障害者計画

1. 基本理念

支えあい ともに暮らせるまち 養老

障害者基本法第1条において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」ことが目的と規定しています。

また、「養老町まちづくりビジョン」では、基本理念「人と地域を結ぶまちづくり」、将来像「人があつまり楽しく生きがいのあるまち」とし、施策大綱の一つとして「安心・安全な生活基盤づくり」を掲げ、「障がいの自立や社会参加を支援する取組みを進めるとともに、障がいの早期発見や早期発達支援などの充実を図る」こととしています。

養老町においては、障害者基本法の目的や、国が示す基本指針⁴、養老町まちづくりビジョンの基本理念をベースとしつつ、「支えあい ともに暮らせるまち 養老」を基本理念とする第5次養老町障害者計画に掲げる施策を推進してきました。

新たに策定する計画においては、「支えあい ともに暮らせるまち 養老」という理念を継承するとともに、一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、誰もが個性や能力を発揮しながら、地域社会の中でいきいきと暮らしていけるまちづくりを目指します。

【国 基本指針】(基本理念)

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

⁴ 基本指針：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）

2. SDGs の視点

2015(平成27)年の国連サミットで採択された“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2030(令和12)年までに持続可能な世界を実現するための17のゴール(開発目標)と169のターゲットが掲げられています。

その理念は「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め、すべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会環境をめぐる課題に総合的に取り組むこととして合意されたものです。

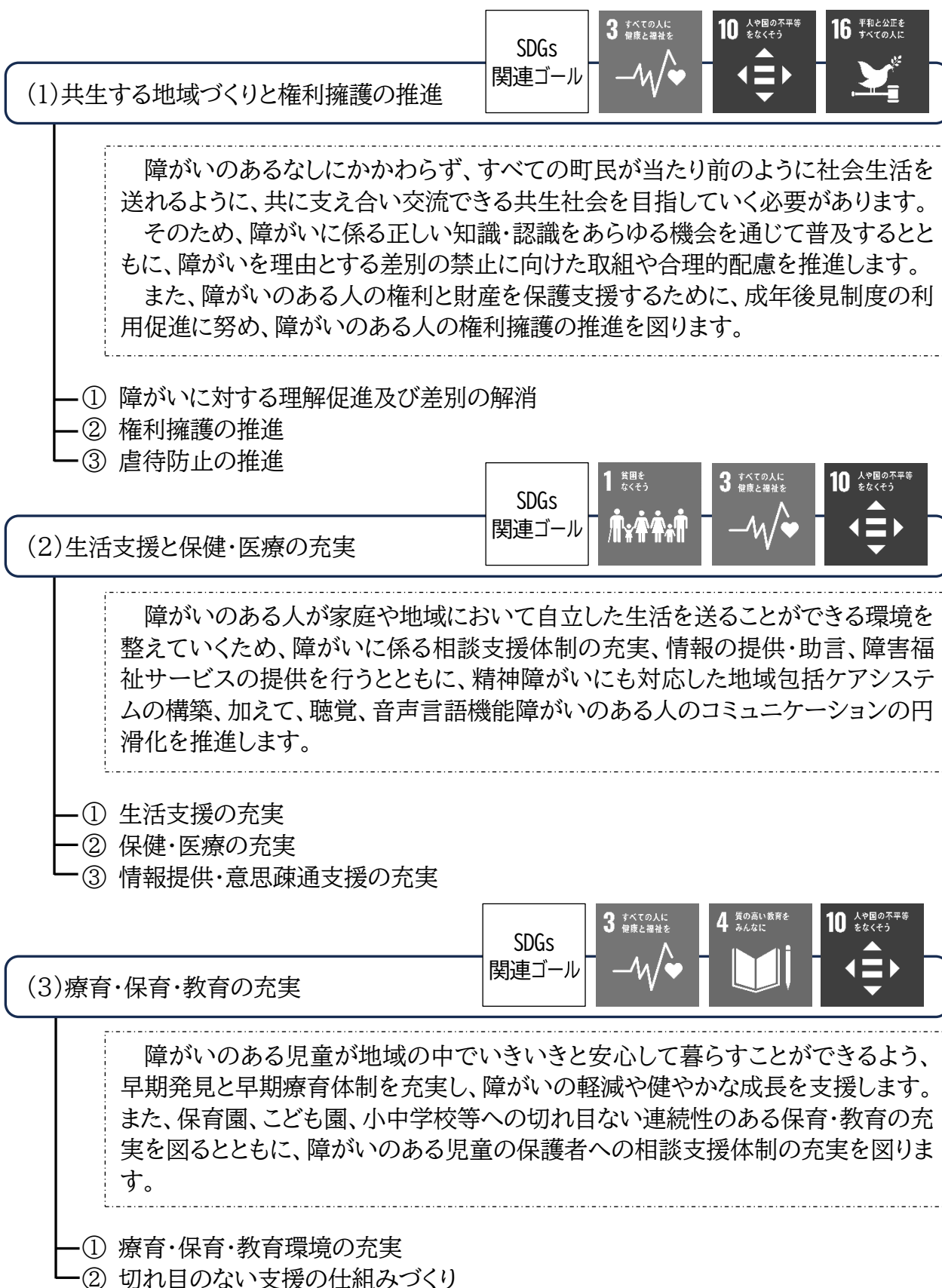


本計画においても、SDGs の考え方を踏まえて各施策を推進していきます。

本計画	対応する SDGs のゴール
共生する地域づくりと権利擁護の推進	3, 10, 16
生活支援と保健・医療の充実	1, 3, 10
療育・保育・教育の充実	3, 4, 10
社会参加の促進	3, 4, 10
雇用・就労の促進	8, 10
生活環境の整備	10, 11

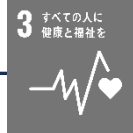
3. 施策体系

第5次障害者計画の施策体系を継承し、以下の施策体系のもと施策を展開します。



(4)社会参加の促進

SDGs
関連ゴール



文化芸術活動やスポーツへの参加に向けた環境整備や、障がいがあっても楽しめるイベントの開催等の機会が求められています。障がいのある人の自立や社会参加につながるよう、暮らしを豊かにする文化芸術活動やスポーツの機会の充実を図ります。

- ① 文化芸術活動の充実
- ② スポーツ等の充実

(5)雇用・就労の促進

SDGs
関連ゴール



就労を希望する人に対しては、就労支援のネットワークへの参加・協力を働きかけるなど就労機会の拡大を図るとともに、事業主に対しては、雇用促進にかかる各種制度の紹介をするなど、就労支援を行います。

また、就労している人に対しては生活面での支援も含めた定着支援の充実を図っていきます。

- ① 障がいのある人の就労に対する理解促進
- ② 多様な雇用・就労の促進
- ③ 就労定着支援

(6)生活環境の整備

SDGs
関連ゴール



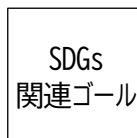
すべての町民が不便を感じることなく日常の生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、グループホームの整備促進、移動支援等を推進していきます。

また、災害時に機動的に対応できるよう、避難行動要支援者名簿の作成を進めるとともに、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないように地域での見守り体制を整備していきます。

- ① 障がい者に配慮したまちづくりの推進
- ② 安全・安心の環境づくりの推進
- ③ 行政サービスにおける配慮

4. 分野別施策

(1) 共生する地域づくりと権利擁護の推進



① 障がいに対する理解促進及び差別の解消

事業名	事業概要
障がい者理解啓発事業	・障がい特性や支援方法の周知を図ります。 ・障がい者を示す各種の記号、マークについて周知を図ります。 ・障害者週間(12月3日から9日)や世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日から8日)を社会全体で啓発に取り組む機会と捉え、広報啓発事業を実施します。 ・岐阜県にて実施している「ヘルプマーク」、「ぎふ清流おもいやり駐車場」の普及に努めます。 ・各種団体と連携し、障がいのある人への理解を広めるための講演会や交流イベントを開催します。
障がい者差別解消推進事業	・障害者差別解消法の規定による、障がいを理由とする不当な差別の取扱いの禁止や合理的配慮の提供が実践できる体制を整備します。

② 権利擁護の推進

事業名	事業概要
日常生活自立支援事業	・福祉サービスの利用手続きの手助けや日常的なお金の管理の手助けを行う日常生活自立支援事業(社会福祉協議会事業)の周知と利用支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	・判断することが困難な障がい者等の権利を擁護するために、財産管理等の法律行為に関する援助や生活面の支援等を行う成年後見制度の周知と利用支援を行います。 ・国の成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援のネットワークとなる中核機関を設置します。

③ 虐待防止の推進

事業名	事業概要
障がい者虐待防止事業	・虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見についての周知・啓発を図ります。 ・障がい者虐待が発生した場合は、速やかに関係機関と連携し、対応します。

(2)生活支援と保健・医療の充実

①生活支援の充実



事業名	事業概要
障がい者相談支援事業	・障がい者本人、介護者及び保護者からの相談に応じ、情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行います。 ・専門的見地からの助言、支援の継続性を担保するため、西濃圏域の相談支援事業所への共同委託を継続します。 ・身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生児童委員等の地域での相談支援の充実を図るとともに、障がいのある人や保護者が相談しやすい体制づくりを支援します。
基幹相談支援センター事業	・養老町障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実・強化に向けた検証、評価を行います。 ・不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会（不破郡基幹相談支援センターに事務局業務委託）において、地域課題解決に向けた取り組みを協議します。 ・西濃圏域基幹相談支援センター連絡会議において、圏域市町間の政策調整や情報共有を行います。 ・障がい者本人の親亡き後を見据えて、本人、親、相談事業所が一緒となり、本人の将来を考える手段として「みらいシート」の作成を推進します。
地域生活支援拠点事業	・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人を地域全体で支える受け皿を西濃圏域で確保します。 ・圏域内の各事業所と連携し、常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるよう、拠点を確保するとともに、機能の充実を図ります。
障がい者のニーズに応じた福祉サービス提供事業	・障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた福祉サービスを提供します。
福祉サービス提供人材確保事業	・障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に圏域で取り組みます。

障がい者への助成・手当支給事業	・各種助成制度の周知を図ります。 ≪助成制度≫ 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)費助成事業 福祉医療費(重度障害者)助成事業 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業 介助用自動車購入助成事業 自動車税・軽自動車税・自動車取得税減免 ニュー福祉機器(パソコン等)助成事業等 ・各種手当の周知を図ります。 ≪手当≫ 障害年金、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等
障がい者の家族支援事業	・障がい者の高齢化に伴い、障がい者の生活を支える介助者の多くは配偶者や親等の家族であり、同様に高齢化が進む中で、介護者の心身ケア等の支援をします。 ・関係機関と連携し、家族をフォローできる体制の整備を図ります。 ・障がい者及び障がい者の家族に、障がい福祉施策の周知を図り、情報提供を充実させます。

②保健・医療の充実

事業名	事業概要
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築事業	・不破郡養老郡障がい者自立支援協議会にて精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築し、協議・情報共有を進めます。 ・強度行動障がい、高次脳機能障がい、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策にも対応する支援体制の充実に向けた協議を進めます。
地域移行支援・地域定着支援事業	・障がい者の病院や施設等からの地域移行、地域での安定した生活を確保するため、障害福祉サービスにおける地域移行支援と地域定着支援を事業所と連携し、提供します。
特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制整備事業	・西濃圏域障がい者総合支援推進会議にて医療的ケア部会を設置しており、圏域の現状と課題を共有し、医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置に向けた協議を進めます。

③情報提供・意思疎通支援の充実

事業名	事業概要
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	・地域生活支援事業において、聴覚、音声言語機能障がい等のある人のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。 ・手話通訳者、要約筆記者の養成に向け、引き続き啓発活動を継続して行います。 ・災害時の避難所等においても意思疎通を図ることができるよう、災害等の緊急時にも機動的に対応できる支援体制を検討します。
手話奉仕員等養成事業	・手話奉仕員の養成事業を圏域委託で継続実施します。 ・受講者数拡大に向け、圏域での広報活動を実施します。

(3)療育・保育・教育の充実



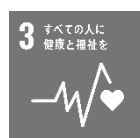
①療育・保育・教育環境の充実

事業名	事業概要
障がい児のニーズに応じた福祉サービス提供事業	・障がい児の将来の自立(青年成人期)に向け、障がい児の発達段階に合わせ、障がい特性に配慮した福祉サービスを提供します。
療育・保育・教育環境整備事業	・障がいの内容、年齢、発達段階等に応じた療育の場が確保され、継続的な支援が行われるよう、こども園、小中学校、特別支援学校、保健センター、そよかぜ教室等各機関において、支援環境を整備するとともに、多職種間での研修等を通じ、ネットワークの強化を図ります。 ・障がい児支援においては、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容を推進することが重要となることから、児童発達支援センターの圏域整備に向けた協議を進めます。
特別支援教育コーディネーター向け研修	・岐阜県で実施している特別支援教育コーディネーター向け研修(特別支援教育コーディネーターを初めて務める教員を対象とした年 2 回の研修)の受講を通じて教育の充実を図ります。

②切れ目のない支援の仕組みづくり

事業名	事業概要
切れ目のない支援体制整備事業	・障がいの内容、年齢、発達段階等に応じた療育は、継続性が重要なことから、関係する保健、医療、福祉、教育などの各専門機関との連携強化を図り、切れ目のない支援体制を整備します。
障がい児の家族支援事業	・岐阜県発達障害者支援センターや西濃圏域発達障がい支援センターと連携し、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保します。 ・障がい児及び障がい児の家族に、障がい福祉施策の周知を図り、情報提供を充実させます。

(4)社会参加の促進



①文化芸術活動の充実

事業名	事業概要
文化芸術活動振興事業	・岐阜県障がい者芸術文化支援センターと連携し、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動に関する情報提供を行い、障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図ります。 ・障がいのある人の作品発表会等、創作活動の成果を発表する機会の確保に努めます。

②スポーツ等の充実

事業名	事業概要
スポーツ・レクリエーション普及事業	・各種スポーツ・レクリエーション教室への参加を支援し、その普及に努めます。また、障がい者スポーツの指導員・支援員を養成します。

(5)雇用・就労の促進



①障がいのある人の就労に対する理解促進

事業名	事業概要
障がい者雇用理解促進事業	・西濃障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校、ハローワーク等と連携し、事業主に対して障がい者の雇用促進にかかる各種制度の紹介や、就労支援のネットワークへの参加・協力を働きかけ、障がい者の就労機会の拡大を図ります。

②多様な雇用・就労の促進

事業名	事業概要
障がい者雇用促進事業	・障害福祉サービス事業所、行政関係機関等で構成する「西濃圏域障がい者総合支援推進会議 就労・雇用支援部会」を活用して、就労支援のネットワークを構築し、就労支援の課題や具体的な取り組みについて検討し、障がい者の一般就労を促進します。 ・就労継続支援はA型、B型ともに利用人数が増加しており、就労ニーズが高くなっていることから、今後も事業所の参入を促進します。
農福連携推進事業	・西濃障がい者就業・生活支援センターや特別支援学校、農協等で構成する「農福連携西濃地域連携会議」にて、農福連携推進室によるマッチング活動や情報共有を行います。

③就労定着支援

事業名	事業概要
就労定着支援事業	・障がい者が就労する事業主に対し、西濃障がい者就業・生活支援センターや就労定着支援所と連携し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用等により、障がい者の就労定着を推進します。

(6)生活環境の整備

①障がい者に配慮したまちづくりの推進



事業名	事業概要
地域共生社会の実現に向けた支援体制構築事業	・地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に向け、圏域での協議を進めます。
グループホーム整備促進事業	・障がい者の地域移行に伴い、地域での受け皿の確保のため、国・県補助金と合わせてグループホーム整備に係る補助金を交付(町単独事業)することで、今後も事業所の参入を促進します。
公共施設等ユニバーサルデザイン推進事業	・公共施設の老朽化等による大規模改修時にあわせてバリアフリー機能を整備します。
障がい者移動支援事業	・地域生活支援事業における移動支援事業の活用や、福祉有償運送やオンデマンドバス(予約型乗合バス)等の運行により、移動手段としての利便性を確保します。

②安全・安心の環境づくりの推進

事業名	事業概要
避難行動要支援者支援事業	・災害対策基本法の規定により、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に対象者を整理します。また、発災時に備えて、同意を得た者については、自主防災組織、民生児童委員等に提供し、支援の連携を図ります。さらに、避難行動要支援者ごとに、避難支援実施者や避難施設、避難経路等を定めた個別避難計画の作成に努めます。 ・避難行動要支援者の支援体制を構築するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員等の地域の支援機関や支援事業者等と連携を図り、福祉避難所の整備に向けた協議を進めます。
災害時等情報伝達事業	・防災行政無線を受信できる戸別受信機や気象情報、防災情報をお知らせする防災アプリと安心防災ネットの周知を図ります。 ・要支援者名簿の活用により、緊急時には直接的な伝達方法の実施を検証します。
地域の支援体制整備事業	・障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、地域での見守り体制の整備を促進します。 ・障がいのある人が悪徳商法等の被害に遭わないように、障がいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、関係機関と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。
要電源重度障がい児者災害時等非常用電源装置等購入費助成事業	・人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がい児者が、災害等による停電等において日常生活を継続することができるよう、非常用電源装置等の購入に係る費用を助成します。

③行政サービスにおける配慮

事業名	事業概要
障害者差別解消法普及啓発事業	・障害者差別解消法に基づき作成したマニュアルを必要に応じ改訂し、職員間で共有します。
障がい者選挙投票支援事業	・障がいのある人の選挙投票を促進するため、投票所等のバリアフリー化を進めるとともに、不在者投票制度、郵便投票制度、外出支援制度(移動支援事業)の周知を図ります。
障がい者雇用(町職員対象)推進事業	・「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がいのある人を対象とした職員採用の機会の拡大に努め、障がいのある人も働きやすい職場環境の整備に努めます。

第 4 章



第 7 期養老町障害福祉計画

第4章 第7期養老町障害福祉計画

1. 基本指針

基本指針(令和5年厚生労働省告示)においては、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定することが求められています。

具体的には、

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ③ 地域生活支援の充実
 - ④ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
 - ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- の6点について、令和8年度末における成果目標を設定することとされています。

2. 令和8年度の成果目標

①福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針 (令和8年度末の目標)	○地域移行者数： 令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者数： 令和4年度末の5%以上削減	
養老町第7期計画における 数値目標(令和8年度)	事項	目標
	施設入所者	20人
	施設入所から地域生活へ移行した人数	2人
	施設入所者の削減数	1人
〔数値目標設定の考え方〕 ○令和4年度末時点の施設入所者数は21人。 ○令和4年度末時点より地域移行者数を2人、施設入所者数1人の削減を進める		

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針 (令和8年度末の目標)	○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数: 325.3日以上 ○精神病床における1年以上入院患者数: 国が提示する計算式を用いて設定 ○精神病床における早期退院率: ・入院後3ヶ月時点 68.9%以上 ・6ヶ月時点 84.5%以上 ・1年時点 91.0%以上	
養老町第7期計画における 数値目標(令和8年度)	事項	目標
	保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回
	保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	13人
	保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回
	精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人
	精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人
	精神障がい者の共同生活援助の利用者数	12人
	精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人
	精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	1人
[数値目標設定の考え方] ○国の基本指針(数値目標設定)の対象は、各都道府県であり、町としては、目標達成のため、引き続き、保健、医療、福祉関係者による協議の場を確保する。		

③地域生活支援の充実

国の基本指針 (令和8年度末の目標)	○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。 ○強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	
養老町第7期計画における 数値目標(令和8年度)	事項	目標
	地域生活支援拠点の確保	西濃圏域で1つ以上整備
	コーディネーターの配置	1人
	運用状況の検証及び検討	西濃圏域で年1回以上
〔数値目標設定の考え方〕 ○地域生活支援拠点は整備済。 ○令和8年度末までに、コーディネーターを1人の配置を進める。 ○令和8年度末まで、西濃圏域で、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。 ○令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に対する支援体制を整備する。		

④福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針 (令和8年度末の目標)	○福祉施設利用者の一般就労への移行者数： 令和3年度の1.28倍以上 ○就労移行支援事業による一般就労への移行者数： 令和3年度の1.31倍以上 ○就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所： 就労移行支援事業所の5割以上 ○就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数： 令和3年度の1.29倍以上 ○就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数： 令和3年度の1.28倍以上 ○就労定着支援事業の利用者数： 令和3年度の1.41倍以上 ○就労支援事業による就労定着率： 7割以上の事業所を2割5分以上 ○地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会(就労支援部会)等を活用して推進する。	
養老町第7期計画における 数値目標(令和8年度)	事項	目標
	福祉施設利用者の一般就労への移行者数	5人
	(内訳)就労移行支援事業による一般就労への移行者数	3人
	(内訳)就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数	1人
	(内訳)就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数	1人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	—
	就労定着支援事業利用者数 (一般就労へ移行後)	2人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合		—
〔数値目標設定の考え方〕		
○令和3年度の一般就労移行者数は3人、就労定着支援事業利用者は1人。 ○令和8年度末における一般就労移行者数を5人、就労定着支援事業利用者は、圏域内事業所数等を考慮し、2人と設定。 ○就労定着支援事業については、新規事業所の参入促進に努めるとともに、近隣市町の事業所との連携を図る。 ○「就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合」及び「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合」の数値目標については、町内に事業所がないため目標値は記載していない。 ○就労移行支援事業及び就労定着支援事業については、新規事業所の参入促進に努めるとともに、近隣市町の事業所との連携を図る。		

⑤相談支援体制の充実

国の基本指針 (令和8年度末の目標)	○令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを担う基幹相談支援センターを設置する。 ○協議会⁵において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	
養老町第7期計画における 数値目標(令和8年度)	事項	目標
	基幹相談支援センターの共同委託から単独事業への移行	令和5年度
	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	24件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回
	主任相談支援専門員の配置数	1人
	不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6回
	不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会における事例検討への参加事業者・機関数	18者
	不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会における専門部会の設置数	5部会
	不破郡・養老郡障がい者自立支援協議会における専門部会の実施回数	12回
〔数値目標設定の考え方〕 ○不破郡・養老郡障がい者基幹相談支援センターにおいて、総合的、専門的な相談支援を共同委託から単独事業へ移行。 ○基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化として、訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成支援件数等を確保していく。		

⁵ 協議会：障がい者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障がい者等及びその家族、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならないとされている。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針 (令和8年度末の目標)	○令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する	
養老町第7期計画における 数値目標(令和8年度)	事項	目標
	岐阜県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加人数	2人／年
	障害者自立審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所と情報共有する会議等の実施	不破郡・養老郡圏域 若しくは西濃圏域で 年1回以上
〔数値目標設定の考え方〕 ○障害福祉サービス等に係る研修等に参加 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、共有する。		

3. 障害福祉サービス等の利用見込みと確保方策

①自立支援給付事業

第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画		
		6年度	7年度	8年度
居宅介護	人／月	30	32	34
	延時間数／月	260	284	304
重度訪問介護	人／月	0	0	0
	延時間数／月	0	0	0
同行援護	人／月	2	2	3
	延時間数／月	14	14	20
行動援護	人／月	6	8	10
	延時間数／月	102	122	158
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	延時間数／月	0	0	0
※令和3年度から令和5年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込み量を算出しています。				
見込み量の確保に向けた方策	○利用者のニーズを的確に把握し、事業者への情報提供を行い、サービスの適正利用を促進します。 ○ニーズに合った見込み量の確保のため、町内及び近隣市町の事業者の確保・連携を図ります。			

②日中活動系サービス

第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画		
		6年度	7年度	8年度
生活介護	人／月	84	86	88
	延日数／月	1,752	1,760	1,781
うち重度障がい者	人／月	2	2	2
	延日数／月	43	43	43
自立訓練(機能訓練)	人／月	0	0	0
	延日数／月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人／月	1	1	1
	延日数／月	22	22	22
就労選択支援	人／月	(令和7年度開始)	2	5
	延日数／月		30	50
就労移行支援	人／月	5	7	9
	延日数／月	81	103	125
就労継続支援(A型)	人／月	25	27	29
	延日数／月	517	533	549
就労継続支援(B型)	人／月	54	61	68
	延日数／月	965	1,025	1,057
就労定着支援	人／月	1	1	1
療養介護	人／月	4	4	4
短期入所(福祉型)	人／月	22	24	26
	延日数／月	74	88	102
うち重度障がい者	人／月	0	0	0
	延日数／月	0	0	0
短期入所(医療型)	人／月	1	1	1
	延日数／月	7	7	7
うち重度障がい者	人／月	0	0	0
	延日数／月	0	0	0
※令和3年度から令和5年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込み量を算出しています。 ※特別支援学校から卒業による利用者数、施設入所からの移行者数を勘案しています。				
見込み量の確保に向けた方策		○軽度の施設入所者に対して、地域生活支援拠点等と連携し、地域生活への移行を促します。 ○知識・能力が向上した就労移行支援の利用者が、一般就労へつながるよう支援します。 ○一般就労に移行した障がいのある人が安定した就労生活を継続できるよう定着に向けた就労生活の支援を行います。 ○ニーズに合った見込み量の確保のため、町内及び近隣市町の事業者の確保・連携を図ります。		

③居住系サービス

第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画		
		6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人／月	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人／月	40	42	44
うち重度障がい者	人／月	1	1	1
施設入所支援	人／月	22	21	20
※令和3年度から令和5年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込み量を算出しています。				
見込み量の確保に向けた方策	○地域との連携・交流を充実させ、障がいのある人が孤立することがないように施設サービスを実現していきます。本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。 ○地域との連携により、グループホームの設置に向けて取り組みます。 ○グループホームの誘致・整備を促進するため、地域住民の障がいのある人への啓発に努めます。 ○軽度の施設入所者に対して、地域生活支援拠点等と連携し、地域生活への移行を促します。 ○ニーズに合った見込み量の確保のため、町内及び近隣市町の事業者の確保・連携を図ります。			

④相談支援

第7期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画		
		6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人／月	56	58	60
地域移行支援	人／月	1	1	2
地域定着支援	人／月	1	1	2
※計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者すべてを対象としています。 ※地域移行支援については、障がい者支援施設等や精神科病院から地域生活への移行者数を勘案しています。 ※地域定着支援については、地域生活への移行者数、居宅において単身で生活し、地域生活において支援を要する人数を勘案しています。				
見込み量の確保に向けた方策	○相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がいのある人の相談支援体制を充実します。 ○困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。 ○新たな相談支援サービスを適切に提供できるよう体制の充実を図ります。 ○個々の障がいのある人がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを行います。			

第 5 章



第 3 期養老町障害児福祉計画

▼ 第5章 第3期養老町障害児福祉計画

1. 基本指針

基本指針(令和5年厚生労働省告示)においては、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定することが求められています。

具体的には、障がい児支援の提供体制の整備等について、障害児福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、令和8年度末における成果目標を設定することとされています。

2. 令和8年度の成果目標

①障がい児支援の提供体制の整備等

国の指針	○児童発達支援センターの設置(各市町村又は各圏域に1か所以上) ○全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制を構築する ○重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。 [参考](都道府県) ○難聴児の早期発見・早期療育のための計画策定 ○難聴児支援のための体制確保等 ○医療的ケア児支援センターの設置、コーディネーターの配置 ○障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	
数値目標設定の考え方	○令和8年度末までに、児童発達支援センターを圏域で設置する。 ○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業を圏域で確保する。	
第7期計画における数値目標 (令和8年度)	児童発達支援センターの設置	圏域で1か所
	障がい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン ⁶)推進体制の構築	有
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で1か所
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1か所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域で1か所
	支援調整コーディネーターの配置	人数 1名 うち研修修了者 1名

⁶ インクルージョン：inclusion（包含）。属するすべての人を地域が包み込むように受け入れ、それぞれの力を活かすことができている状態のこと。障害者の権利に関する条約第19条では、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的・勝適当な措置をとる」とされている。

3. 障害児福祉サービス等の利用見込みと確保方策

①障がい児支援給付事業

第3期計画における見込み

サービス名	区分	第7期計画		
		6年度	7年度	8年度
児童発達支援	人／月	52	55	58
	延日数／月	265	268	280
放課後等デイサービス	人／月	33	35	40
	延日数／月	380	385	402
保育所等訪問支援	人／月	1	1	1
	延日数／月	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0
	延日数／月	0	0	0
障害児相談支援	人／月	23	24	25
※令和3年度から令和5年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、令和8年度までの見込み量を算出しています。 ※障害児相談支援については、障がい児通所支援利用者すべてを対象としています。				
見込み量の確保に向けた方策		○児童発達支援事業の利用者は、早期発見、早期療養を目的に関係機関と連携し、対応する中で、利用者数の増加が見込まれることから、利用しやすい環境の整備を実施します。また専門職員の確保、職員の研修等への派遣等を行い、より専門性の高い療育が提供できるよう努めます。 ○放課後等デイサービスは、現状、町外の事業所の利用が基本となることから、町内及び近隣市町の事業所の確保・連携を図ります。また、西濃圏域で事業所の確保に向けた協議を行っていきます。		

第 6 章



地域生活支援事業

第6章 地域生活支援事業

1. 事業目的

障がい者及び障がい児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、国が「地域生活支援事業実施要綱」を定め、市町村等が地域の特性に応じて施策を講じているものです。

2. 地域生活支援事業の実施に関する考え方、見込み量、確保のための方策

地域生活支援事業は、地域住民に最も身近な市町村等を中心として実施される事業であり、地域で生活する障がい者等のニーズを踏まえ、町としての創意工夫により、効率的・効果的な取り組みを行っていく必要があります。

そのため、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で支障となっている「社会的障壁※」を除去することを目的とする研修・啓発事業、障がいのある人が困ったときに気軽に相談できる相談支援事業などの取組みを地域の実情に応じて総合的に推進していきます。

区分	第7期計画			確保のための方策
	6年度	7年度	8年度	
理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	有	有	有	町行事または各種団体行事にて研修等を開催します。
自発的活動支援事業 (実施の有無)	有	有	有	町内障がい者団体への補助事業にて実施します。
相談支援事業 (実施の有無)	有	有	有	役場窓口及び西濃圏域委託事業(4事業所)により実施します。
相談支援事業 (基幹相談支援センター設置の有無)	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業 (利用者数)	1	1	2	町長申立に係る費用及び報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業 (実施の有無)	有	有	有	不破郡・養老郡圏域成年後見中核機関にて実施します。
意思疎通支援事業(利用者数)	1	1	2	岐阜県聴覚障害者協会に委託し、実施します。

※ 社会的障壁:障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第2条2項)

区分		第7期計画			実施に関する考え方
		6年度	7年度	8年度	
日常生活用具等給付事業	介護・訓練支援用具	1	1	2	障がい者の日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費等を助成します。
	自立生活支援用具	2	3	4	
	在宅療養等支援用具	2	2	3	
	情報・意思疎通支援用具	4	5	6	
	排泄管理支援用具	766	791	816	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	2	
手話奉仕員養成研修事業 (講習修了者数)		1	1	2	近隣市町(1市6町)で共同委託により研修を実施します。
移動支援事業(人/月)		15	16	17	障がい者の自立及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。
移動支援事業(時間/月)		105	112	119	
地域活動支援センター事業		有	有	有	西濃圏域委託事業(2事業所)により、障がい者に創作活動や生産活動の機会や社会との交流の場を提供します。
日中一時支援事業(人/月)		17	17	18	障がい者の日中活動の場の提供と介護者の就労支援及び一時的な休息のための支援を行います。
日中一時支援事業(回/月)		51	51	54	
訪問入浴サービス事業(人/月)		3	4	5	障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
訪問入浴サービス事業(回/月)		20	23	26	

第4次養老町障がい者プラン

第6次養老町障害者計画
第7期養老町障害福祉計画
第3期養老町障害児福祉計画

令和6年3月

発行：養老町

編集：住民福祉部健康福祉課

所在地：〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 798

TEL:0584-32-1105 FAX:0584-32-2686

